

## 福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく処分基準（案）の概要等について

### 1 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第８４号）の施行により大麻取締法（昭和２３年法律第１２４号）において条文の削除、新設等が行われたこと及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）において麻薬の定義が変更されたこと等に鑑み、福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく処分基準等の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

- (1) 風俗案内業者に対して処分を行う事由に刑法（明治４０年法律第４５号）第１７９条（監護者わいせつ及び監護者性交等）及び第１８２条（十六歳未満の者に対する面会要求等）の罪に当たる違法な行為を加えることとし、その量定について規定することとします。（別表関係）
- (2) 風俗案内業者に対して処分を行う事由から、大麻取締法第２４条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第２４条の３（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第２４条の７の罪に当たる違法な行為を削ることとします。（別表関係）
- (3) その他所要の規定の整理をすることとします。